

東日本大震災津波に関する要望書

～平成 23 年度補正予算及び平成 24 年度政府予算編成等に向けて～

平成 23 年 9 月 25 日

岩手県知事 達増拓也

東日本大震災津波に関する要望項目

【重点要望項目】

横断的事項

- 1 復旧・復興のための事業は国費による力強い措置を基本とした事業の創設 ・ 2
- 2 前例にとらわれない国の幅広い、強力な支援による早急な追加予算の措置 ・ 2
- 3 復興特区制度の早期実現 …………… 2

「安全」の確保

- 4 公共土木施設等の早期復旧に向けた支援 …………… 3
- 5 鉄道の早期復旧に係る国の全面的な支援 …………… 3
- 6 被災地の早期復興に向けた総合的なまちづくり制度の創設 ……… 4
- 7 復興事業としての社会資本整備等の促進 …………… 4
- 8 被災市町村に対する人的支援等 …………… 6

「暮らし」の再建

- 9 被災者の生活再建に対する支援 …………… 6

「なりわい」の再生

- 10 観光施設・宿泊施設等の早期復旧と事業継続支援 …………… 7

【要望項目】

- 省庁別要望項目 …………… 8

東日本大震災津波に関する要望書

～平成 23 年度補正予算及び平成 24 年度政府予算編成等に向けて～

東日本各地に未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波は、平成 23 年 3 月 11 日の発災から 6 か月が経過したところですが、その被害の爪跡は、今もなお、被災地に色濃く残されている状況にあります。

特に本県においては、想像を絶する壊滅的被害を受けた沿岸地域を中心に、現時点（9 月 16 日現在）で、尊い命が失われ、また、未だ行方不明となっている方々が約 6,300 人と、その人的被害は極めて深刻であるほか、家屋の流失・倒壊等、建物被害も 3 万棟を超えており、被災地の方々にあっては、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然、厳しい状況に置かれております。

このような中、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からのご支援とご協力のなか、復旧・復興対策を進め、数次にわたる補正予算を編成するとともに、8 月には、「岩手県東日本大震災津波復興計画」を策定するなど、復興に向けて全力で取り組んでいるところでありますが、本県及び沿岸地域は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、県や市町村の対応できる範囲を大きく超える被災地の甚大な被害や現場の切実な声に対し、迅速かつ十分な対応をとることが非常に困難な状況が続いております。

国におかれましては、第 1 次、第 2 次の補正予算措置や「東日本大震災復興基本法」の制定、さらには「東日本大震災復興基本方針」の策定など、復興に向けてご尽力いただいているところですが、今後、早急に第 3 次補正の追加予算を措置いただくとともに、平成 24 年度政府予算編成等に向け、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源を確保し、速やかに、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

【重点要望項目】

横断的事項

1 復旧・復興のための事業は国費による力強い措置を基本とした事業の創設（全省庁）

大地震及び大津波により、本県沿岸部の広大な面積において壊滅的な被害が発生したところであり、もともと地域経済が弱く、自主財源の乏しい地域であるため、県・市町村のみならず、漁協などの各種団体や地場企業も経営的な体力が脆弱な傾向にある

このことから、阪神・淡路大震災における特別措置を超える、国庫補助負担率の引上げや補助対象の拡大、採択基準の弾力化等の国の力強い措置を講じること

2 前例にとらわれない国の幅広い、強力な支援による早急な追加予算の措置（全省庁）

生産基盤をすべて流された漁業者、漁協等でも、秋サケ漁などを行う強い意欲を失っておらず、漁期を逸することのないよう必要な施設・設備の整備等について、十分な支援を行っていただく必要があるなど、被災住民の「生活」と「なりわい」を早急に取り戻すため、前例にとらわれない国の幅広い、強力な支援による、早急な追加予算措置をすること

3 復興特区制度の早期実現（全省庁）

区域・期間を限定した上で、規制・権限の特例、手続きの簡素化、重点的投資等により復興を支援する復興特区は、本県の復興のため必要不可欠な制度である

本県からも「岩手復興特区」として10種類の特区を提案しているところであり、復興基本法にも盛り込まれた復興特区制度の早期実現を図ること

その際、地方の意見を十分に反映すること

「安全」の確保

4 公共土木施設等の早期復旧に向けた支援

(1) 災害復旧事業等に対する財政支援

広範かつ甚大に被災した道路や河川、海岸、港湾等の公共土木施設等の早期復旧に向けて、国庫補助・負担率の引上げや、地方負担に係る全額交付税措置等を講じるとともに、国が実施する道路、港湾等の直轄災害復旧事業の地方負担に対する全額国庫負担など、国による全面的な財政措置を講じること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業
東日本大震災社会資本復旧事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク / P14,15,16,18,19）

(2) 災害復旧事業等の制度改善等

災害復旧事業について、災害査定及び復旧工事に要する測量、調査、設計等の費用を全額補助対象とするとともに、設計変更等の事務手続きの簡素化、事業期間の延長等の見直しを行うこと

また、災害復旧事業等の適用範囲を港湾のふ頭用地など港湾施設全体に拡大するとともに、港湾の上屋施設の復旧に対する国庫補助率の引上げや地方負担に係る交付税措置の充実等の財政支援を行うこと

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業
東日本大震災社会資本復旧事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク / P14,15,16,18,19）

5 鉄道の早期復旧に係る国の全面的な支援

三陸沿岸地域の復興のためには、沿岸を縦断する鉄道の早期全線再開が不可欠であり、鉄道の早期復旧について、以下の国による全面的な支援を行うこと

(1) 壊滅的な被害を受けた三陸鉄道の施設復旧に際しては、地元自治体や事業者の負担のない国による新たな制度の創設又は現行制度の補助率を最大限引上げること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業
(仮称)三陸鉄道復旧整備事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク / P16,20,59）

(2) 同様に甚大な被害を受けたＪＲ八戸線・山田線・大船渡線の早期復旧に向け、東日本旅客鉄道(株)への支援・協力を行うこと

6 被災地の早期復興に向けた総合的なまちづくり制度の創設

被災した市街地や漁業集落等の早急な復旧・復興を図るため、各個別法の調整手続きの一元化等による土地利用調整の簡素化や、都市計画法の市町村への権限移譲、土地区画整理事業や市町村が行う開発行為の手続きの簡素化等により、土地利用規制等の手続きの迅速化を図ること

また、小規模市町村でも実施可能な被災市街地復興土地区画整理事業と同様な施行が可能となる新たな制度の創設や補助限度額の撤廃等の防災集団移転促進事業の拡充、避難ビル建設に係る構造強化や高層化への支援等を含む、被災地の早期復興に向けた総合的なまちづくり制度を創設すること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業
多重防災型まちづくり推進事業(防災のまちづくり、生活・雇用/
P 14, 16, 17, 18, 22, 56, 57)

7 復興事業としての社会資本整備等の促進

(1) 「復興道路」の早期完成

三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道の三陸沿岸地域を縦貫する道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の内陸部と三陸沿岸地域を連絡する道路を「復興道路」として位置付け、未事業化区間を早期に事業化するとともに、国により、3年間で重点的に整備し、5年以内に全線開通すること

また、宮古盛岡横断道路(国道106号)を指定区間に編入し、国道46号等と併せて国が一体的に管理すること

加えて、道路事業の評価にあたっては、防災面の効果等を考慮した総合的な評価を行うこと

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業
三陸復興道路整備事業(交通ネットワーク/P 19, 20, 64, 65)

(2) 津波対策のための防災施設等の整備

多重防災型まちづくりの基礎となる湾口防波堤や防潮堤等の防災施設並びに静穏度確保のための防波堤等の港湾施設を早期に復旧・整備すること

また、市町村の復興まちづくりと一体となって県が実施する防潮堤、河川堤防等の津波対策施設のかさ上げや新設、水門の遠隔化等について、災害復旧事業と同等の手厚い支援制度を創設すること

加えて、沿岸地域の雇用の中核的な担い手である拠点企業の早期復興のため、企業所有専用岸壁等の重要な施設の復旧にあたり、国において適切な支援を行うこと

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業
多重防災型まちづくり推進事業（防災のまちづくり、生活・雇用 / P 14, 16, 17, 18, 22, 56, 57）
東日本大震災社会資本復旧事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク / P 14, 15, 16, 18, 19）
湾口防波堤等整備事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク / P 16, 19, 60）

(3) メモリアル公園等の整備

震災の記憶を未来に語り継ぎ、復興まちづくりと一体となって地域の防災拠点としての機能を有するメモリアル公園等を国営公園として整備すること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業
メモリアル公園等整備事業（防災のまちづくり / P 18, 63）

(4) 国家プロジェクトとしての全面的な事業推進

直轄事業負担金制度の廃止などの全面的な財政支援や、復興が完了するまでの間「復興枠」として安定した予算を確保するとともに、直轄事業を強力に推進するための体制強化を行うこと

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業
東日本大震災社会資本復旧事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク / P 16, 18, 19）
湾口防波堤等整備事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク / P 16, 19, 60）
メモリアル公園等整備事業（防災のまちづくり / P 18, 63）
三陸復興道路整備事業（交通ネットワーク / P 19, 20, 64, 65）

(5) 「復興枠」の創設等による社会資本整備費の重点投資

被災地の早期復興に向けて、被災した県及び市町村が実施する社会資本整備に対する国庫補助、社会資本整備総合交付金等の補助率等の引上げ、補助対象の拡充を行うとともに、「復興枠」の創設等により被災地に社会資本整備費を重点投資すること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業
多重防災型まちづくり推進事業(防災のまちづくり、生活・雇用 / P14,16,17,18,22,56,57)
木造住宅総合耐震支援事業(防災のまちづくり / P16)
災害に強いライフライン整備事業(防災のまちづくり / P16,18)
土砂災害対策施設整備事業(防災のまちづくり / P17)
三陸復興道路整備事業(交通ネットワーク / P19,20,64,65)
港湾施設機能強化事業(交通ネットワーク / P20)
生活再建住宅支援事業(生活・雇用 / P21)
応急仮設住宅再生供給事業(生活・雇用 / P22)
住宅復興支援事業(生活・雇用 / P22)
公営住宅エバ-ルゲ-ザ-ン整備事業(生活・雇用 / P22)

8 被災市町村に対する人的支援等

被災市町村の震災復興計画の策定や、災害公営住宅建設等の復興事業の実施に係る国及び都市再生機構等関係機関による継続した支援の強化を行うこと

「暮らし」の再建

9 被災者の生活再建に対する支援

(1) 個人の二重債務解消に向けた支援

個人の未払い住宅ローン等に係る二重債務問題については、その返済や新たな借入れが困難となっている状況から、被災者の生活再建に大きな障害となっていることから、その早期解決に向け、国による積極的な支援を行うこと

また、民間金融機関住宅ローン利用者に対する利子補給制度等の創設のための財政措置を講じること

(2) 住宅確保に向けた対策

被災市町村の復興状況に応じて、都市再生機構等の活用による災害公営住宅の建設や新たな宅地の造成、提供等を行うための体制整備を講じること

また、災害公営住宅の整備に対する補助率の引上げや地方負担に係る全額交付税措置等、被災者の住宅確保に向けて国の全面的な財政措置を講じるとともに、複数年度にわたって事業を円滑に実施するため、使いやすい交付金化や基金化等の制度改善を行うこと

加えて、被災者の住宅確保に向けて、被災した住宅の修繕や再建に対する手厚い支援を行うとともに、広範囲に宅地の地盤沈下や擁壁等が損壊している地域に対して、宅地の復旧を行うための支援制度を創設すること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業
応急仮設住宅整備事業(生活・雇用 / P21)
生活再建住宅支援事業(生活・雇用 / P21)
災害復興公営住宅等整備事業(生活・雇用 / P22,68)
応急仮設住宅再生供給事業(生活・雇用 / P22)
住宅復興支援事業(生活・雇用 / P22)
多重防災型まちづくり推進事業(防災のまちづくり、生活・雇用 / P22,56,57)
公営住宅工バ-カレ'ザ'の整備事業(生活・雇用 / P22)

「なりわい」の再生

10 観光施設・宿泊施設等の早期復旧と事業継続支援

被災した観光施設や宿泊施設等の早期復旧と事業者の事業継続のための大型補助制度の創設などハード・ソフト両面にわたる総合的な支援措置を講じること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業
中小企業等復旧・復興支援事業(水産業・農林業、商工業、観光 / P36,44,46,49,86)

【要望項目】～省庁別要望事項～

- 1 応急仮設住宅の建設に係る全面的な財政措置
- 2 仮設住宅からの通学や学校の仮設校舎への通学に係る通学路の整備及び輸送手段の整備
- 3 避難所を土砂災害等の二次災害から守るための安全確保対策に対する支援措置
- 4 被災者の生活の安定と住宅の再建等への支援
 - (1) 災害公営住宅の整備に対する補助率の引上げや都市再生機構等の活用による事業実施体制の構築、定期借地権設定等による被災者の住宅確保に向けた対策の充実
 - (2) 被災した住宅の再建・修繕、個人宅地の復旧（擁壁の崩壊、宅地地盤の沈下等）を早急に行うための支援制度の創設
 - (3) 個人の未払い住宅ローン等に係る二重債務問題の早期解決に向けた積極的な支援
- 5 県及び市町村が管理する道路、下水道、公営住宅等の公共土木施設等の早期復旧に向けた国庫補助・負担率の引上げや地方負担に係る全額交付税措置、調査設計等に要する費用に係る国の全額負担等の全面的な財政支援
- 6 国が実施する道路、港湾等の直轄災害復旧事業の地方負担に対する全額国庫負担等の全面的な財政支援
- 7 ふ頭用地等起債事業による港湾施設の災害復旧について、公共土木施設等災害復旧国庫負担法並みの財政支援
- 8 公共土木施設の災害復旧等について、被災状況を踏まえた災害査定 of 柔軟な対応、設計変更等に係る事務手続きの簡素化、事業期間の延長等の措置
- 9 防波堤、防潮堤等の防災施設について、東北地方太平洋沖地震による津波等の規模を勘案した設計基準等の確立
- 10 災害復旧や復興事業に係る資材、燃料、機械の安定的な供給
- 11 被災地の早期復興に向けた総合的なまちづくり制度の創設
 - (1) 土地利用計画の調整の迅速化
 - ・ 各個別法の調整手続きの一元化や国（同意）協議等の手続きの省略等の大幅な土地利用計画の見直しに速やかに対応する仕組みの導入
 - ・ 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更に関する関係省庁協議や審議会等の手続き省略等の簡素化
 - ・ 市町村の地域特性や復興の進捗に応じた都市計画の実施を可能とするため、都市計画区域の指定等（都市計画区域及び準都市計画区域の指定、都市計画に関する基礎調査の実施、都市計画マスタープランの決定）の決定権限を市町村に移譲し、大臣協議を知事協議とする等の見直し
 - (2) 市街地整備に関する手続きの簡素化
 - ・ 土地区画整理事業の簡素化（市町村の復興計画に位置づけられた土地区画整理事業の都市計画決定及び知事認可の省略、既定の原則にこだわらない柔軟な換地設計、既存制度より簡易に権利者の確定（相続人の確定を含む）・境界の確定を可能とする仕組み及び公的機関が支援する仕組みの導入等）
 - ・ 市町村が復興計画で定められた事業を実施するための開発行為に対する知事の許可・協議を不要とする等の緩和措置
 - (3) 被災市街地復興土地区画整理事業に代わる新たな制度の創設（補助率の引上げ、補助対象の拡充（宅地かさ上げ費等）、避難路を整備するための仕組みの導入等）
 - (4) 防災集団移転促進事業の拡充（補助限度額の撤廃、被災した土地の被災前の価格での買い取り、住宅建設資金の給付、採択要件の緩和、補助率の引上げ、早期住宅移転と従前地の換地集約・市街地再編を図るための土地区画整理事業との組合せによる制度改善等）
 - (5) 避難ビル建設に係る構造強化や高層化、敷地の共同化のための費用、被災した鉄筋コンクリート建てホテル等の避難ビルとしての活用等に対する全面的な支援
- 12 民間金融機関住宅ローン利用者に対する利子補給制度等の創設

- 13 復興事業としての社会資本整備等の促進
 - (1) 三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道の三陸沿岸地域を縦貫する道路、内陸と三陸沿岸地域を結ぶ東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の国による3年間での重点的な整備及び5年以内の全線開通
 - (2) 宮古盛岡横断道路(国道106号)の指定区間編入による国の管理
 - (3) 道路事業に係る防災面の効果等を考慮した総合的な評価の実施
 - (4) 湾口防波堤及び静穏度確保のための防波堤等の港湾施設の復旧・整備
 - (5) 市町村の復興まちづくりと一体となって県が実施する防潮堤、河川堤防等の津波対策施設のかさ上げなどに対する災害復旧事業と同等の支援制度の創設
 - (6) 国営公園としてのメモリアル公園等の整備
 - (7) 直轄事業の実施に係る地方負担に対する全面的な財政支援又は直轄事業負担金制度の廃止
 - (8) 復興完了までの「復興枠」としての直轄事業の安定した予算の確保
 - (9) 直轄事業を強力に推進するための体制強化
 - (10) 被災した県及び市町村が実施する社会資本整備に対する補助事業、社会資本整備総合交付金等の補助率等の引上げや補助対象の拡充を含む、被災地の早期復興に向けた「復興枠」としての社会資本整備費の重点投資
- 14 沿岸地域の拠点企業が所有する専用岸壁等の重要な施設の復旧に対する国の適切な支援
- 15 被災市町村の震災復興計画の策定や、復興事業の実施等に係る国及び都市再生機構等関係機関による継続した支援の強化
- 16 特定利用斜面保全事業(急傾斜)の補助率の引上げ及び受益者負担金の免除
- 17 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択要件の拡充(自然斜面に加えて人工斜面(宅地擁壁等)の追加、がけ高の緩和等)
- 18 通常砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の採択要件の緩和(保全人家戸数、事業費、がけ高等)及び受益者負担金の免除
- 19 物流等の経済的負担を軽減し、早期復興を県内外から支援するため、被災地を往来する車両の高速道路料金の無料化
- 20 三陸鉄道の復旧に際して、地元自治体や事業者の負担のない国による新たな制度の創設又は現行制度の補助率を最大限引上げること
また、長期間の運休により大幅な収支悪化が見込まれる三陸鉄道及び代行バスの運行経費に対し、財政支援措置を講じること
- 21 JR八戸線・山田線・大船渡線の早期復旧に向け、東日本旅客鉄道(株)への支援・協力を講じること
- 22 被災者の移動手段の確保のため、避難所等から医療機関や生活物資調達拠点を結ぶ県及び市町村が運行している無料バス等の輸送経費やバス事業者の被災施設の復旧等に際し、財政支援措置を講じること
- 23 被災した観光施設等が事業継続に必要な施設、設備を再建、補修、購入するための経費を対象とした大型補助制度の創設
- 24 宿泊施設等が地域において「避難ビル」として活用されるための設備等への支援
- 25 被災県訪問に係る渡航制限や国内外の旅行自粛ムード及び放射性物質による風評を払拭し、旅行需要を喚起するため、総合的かつ適切な情報を広く発信するなどの所要の措置を実施
- 26 放射性物質を含む上下水道及び工業用水道の汚泥に係る処分方法の変更や保管、処理場周辺等のモニタリングなど、原子力災害に伴い新たに生じた費用に対して全額国の負担とする財政措置
- 27 大規模災害時において、応援部隊の活動拠点や援助物資の搬出拠点等となる広域防災拠点の整備